

登別事業所をご利用のお客様

株式会社 アールアンドイー
代表取締役 伊藤 淳

令和5年度登別事業所価格表の見直し、業務適正化等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

既にお知らせしていましたが、弊社では受入増加による最終処分場の残容量が減少しており、中間処理による減容化、外部処理等で埋立量の抑制を図っております。しかしながら、電気料金高騰等の影響を受けた委託処理費増や中間処理費のコスト増によって、自助努力のみでは価格が維持できない状況が見込まれています。

つきましては不本意ではございますが、下記のとおり価格の見直しを実施させていただくことになりました。

また、この見直しに併せ業務の適正化を図るため、最低料金制の導入、廃品等の取扱い等を実施いたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 変更年月日 令和5年4月1日受入分から
2. 新料金表 添付「価格表」参照
価格表に記載のなかった品目も追加しています。
3. 委託契約書 価格の見直しにより契約変更が必要な場合はご連絡ください。
4. 業務の適正化

(1) 別途料金品目（廃品類）の取扱い

「価格表」別途料金覧に記載がある品目が他の廃棄物に混入されていた場合、総体として混合廃棄物の取扱いになります。

受入料金につきましては、混合廃棄物の重量分と別途料金に記載がある料金を加算させていただきます。

(2) 最低料金制度の導入

現金取引の受入で処理料金が2,000円(税抜き)に満たない場合、最低処理料金として2,000円(税抜き)となります。

(3) マニフェスト

廃棄物の搬入には必ずマニフェストが必要となります。不交付の場合は運搬・処理の受託はできません。また、マニフェストの記載内容に不備がある場合も同様です。

(4) 石綿含有廃棄物、廃石綿

大気汚染防止法の改正により、建物等の改修・解体工事を行う場合、特定建築建材使用の有無を事前調査をすることが義務となっています。

排出事業者責任として調査結果を基に委託契約の締結をお願いいたします。